

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	1-10
処分の種類	指定薬物等に係る中止命令			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第76条の7の2			
処分の概要	<p>1 指定薬物及び無承認医薬品の広告制限規定に違反した者に対して、その行為の中止を命ずる。</p> <p>2 広域規制物品の製造等禁止規定に違反した者に対して、当該禁止が解除されるまでの間、その行為の中止を命ずる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるため。)			
基準の制定根拠	—			